九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

The Influence of Yin Keng's Hsiang Yüeh: a 16th-century Planning Text and the Fortified Towns and Villages in the Ming Empire

党, 晟

https://hdl.handle.net/2324/4110425

出版情報：Kyushu University, 2020, 博士（人間環境学）, 課程博士
バージョン：
権利関係：

（様式３）

氏　　名　：党　晟

論 文 名　：The Influence of Yin Keng’s Hsiang Yüeh: a 16th-century Planning Text and the Fortified Towns and Villages in the Ming Empire
（尹耕氏「郷約」の影響：16 世紀の計画テキストと明代の城壁集落）

区　　分　：甲

論　文　内　容　の　要　旨

明代後期、中国で初めての堡砦の計画・設計に関するガイドラインである書物「郷約」が発表された。本論文は明代後期以降の堡砦建設に与える「郷約」の影響を検証したものである。

明代嘉靖帝の在位期間中（1521～1566 年）、モンゴルの部族は度々万里の長城を越えて漢民族の集落を襲撃してきた。防御のために集落の住民は数多くの堡砦を建設した。しかしながら、明政府からの支援はなく、堡砦の防御力は弱く、モンゴル部族の侵入を防げなかった。1544 年、免職された中央官僚の尹耕氏は故郷の現河北省張家口市蔚県に戻り、6 年かけて堡砦の計画・設計に関する研究を行い、1550 年に「郷約」を発表した。これまで発見された堡砦の計画・設計に関する文献史料に比べて、「郷約」の内容は体系的で、堡砦の造り方に関する記述は最も詳しい。また、《明実録》等の文献には、堡砦の建設に「郷約」が明代政府によって推奨されていたと記載されている。さらに、16、17 世紀中国北部のみならず、19 世紀の朝鮮半島における防御集落の形成にも大きな影響を与えたとされており、つまり「郷約」は東洋の堡砦建設技術書を代表するものであると推測される。一方、これまで多くの関連研究では、「郷約」の引用と紹介が見られるものの、初めてのガイドラインとしての「郷約」は、明代後期以降の堡砦建設にどのような具体的な影響を与えたかは不明である。

そこで、本論文は以上の背景を踏まえながら、尹耕氏が当時主に活動されていた宣府鎮と大同鎮に立地する堡砦を研究対象として、史料、文献及び現地調査の情報をもとに、「郷約」が発表された背景と、それに基づいて建設された堡砦の状況と変遷を時系列に整理し、「郷約」の条項に照らし合わせながら、堡砦の空間構成の特徴を捉え、防御用堡砦及び居住用城壁集落の建設に与える影響を明らかにすることを目的とする。

本論文は、5 章で構成されている。

第 1 章では、序論として研究の背景、目的、論文の構成を示すとともに既往研究及び本研究の枠組みについて述べた。

第 2 章では、文献史料をもとに、「郷約」が発表された時代的背景と、その内容及び普及状況を整理し、中国北部地区の堡砦建設における「郷約」の位置付けを明らかにすることを目的とした。明代正徳（1506-1521）、嘉靖（1522-1566）時代、モンゴル部族は交易及び辺境の開放を求め、臨地である明代の宣府鎮と大同鎮へ度重なる侵入を行った。明王朝の軍事力と財政力は及ばず、防御のために住民は自ら堡砦を建設したが、防御機能の欠如により、モンゴル部族の侵入を防げなかった。帰郷した尹耕氏は 6 年間の研究を行った末、1550 年に「郷約」を発表した。「郷約」の内容は主に堡砦の空間構成、組織防御の武器、堡砦の施工と管理の 3 つに集約できる。また、「郷約」が発表された後、各地への普及に伴って、朝廷は最終的に堡砦の官制ガイドラインとして指定した。また、中国明代天啓元年（1621 年）に、茅元儀氏が編纂・刊行した兵法書《武備志》にも収録され、その

後日本と朝鮮に伝わったとされている。特に 19 世紀の李氏朝鮮では、「郷約」を「民堡議」、「民堡新約」に改編され、「民堡」の建設は高宗時代の国策の一つとなったことから、「郷約」は中国北部及び朝鮮半島の堡砦建設に大きな役割を果たしたものである位置付けられる。

第 3 章では、宣府鎮と大同鎮に立地する防御用の 148 堡砦を調査対象として、堡砦の建設に最も重要視されている 3 要素、立地場所、城壁形態、側防塔の配置に着目し、「郷約」が発表される前と後に建設された堡砦の比較を行い、明代後期の堡砦建設における本書の影響を明らかすることを目的とする。その結果、まず堡砦の立地場所に関して、「郷約」では、防御力を高めるために周辺に山や高地のある場所を避けるべきであると主張していることから、堡砦周囲 500m を基準に検証してみると、「郷約」発表前に建設された堡砦の約 64%は高地や山に隣接しているのに対して、「郷約」発表後は逆に約 80％以上、高地などから離れた場所に建設または改修されていたことがわかった。また、城壁の形態に関して、「郷約」では城壁の高さは 7.9～15.8m が理想的とされており、「郷約」発表前は城壁の高さのバラツキが多く、また高さも 3.4～12.8m と低い。「郷約」発表後の高さは 10.9～13.1m に達していた。さらに側防塔についてみると、「郷約」では堡砦の対角線上に配置することを避けるべきであり、また当時武器の殺傷距離を考慮して、側防塔の間隔は 84m 以下になるように設置することが望ましいとされている。これらの基準で検証した結果、「郷約」発表前に比べて、「郷約」発表後に建設された堡砦は大幅改善され、70%以上の堡砦はこの基準を守っていることがわかった。つまり、堡砦の立地場所、城壁の形態、側防塔の配置に着目した結果、「郷約」に記載されている方針や基準などが明確に現れており、「郷約」は防御用堡砦の建設に与えた影響は大きい。

第 4 章では、民間によって建設された城壁集落に着目し、その平面構成における「郷約」の影響を明らかにすることを目的とする。民間の城壁集落は軍人家族居住用と庶民居住用の 2 種類があった。文献史料の調査によって、前者の建設は明代全期にわたって行われていたのに対して、後者の建設は 15 世紀末以降より始まったことがわかった。また、宣府鎮と大同鎮に立地する現存の城壁集落は 577 箇所を調査したところ、その平面構成は碁盤目のような格子状型、中心に 1 本あるいは数本が並行に配置されている街路中心型、明確な対称的な平面配置で、軸線上に寺院が配置されている軸型の 3 種類があり、特に軸型は明代正徳期から明代末まで継続的に建設されたことがわかった。民間の城壁集落では居住性が重視されていることから、「郷約」の条項、例えば城壁の高さや立地場所を厳密に守って建設されたものは少なかった。一方、側防塔の設置密度は「郷約」の規程により高くなっていることも明らかになった。従って、「郷約」は民間の城壁集落建設に与えた影響は限定的であるといえる。

第 5 章では、本研究で得られた結果を総括し、考察を加えてまとめとしている。